

迷惑電話防止機能付き電話機の 購入費の一部を補助します



特殊詐欺を未然に防止し、市民の財産を守るため、迷惑電話防止機能を備えた電話機または外付けの機器を購入した方へ購入費の一部を補助します。

補助対象条件

- ・横須賀市に居住し、同居住地に電話機等を設置する人
- ・年齢 70 歳以上（令和 9 年 3 月 31 日までに 70 歳になる人を含む）
- ・1 世帯につき 1 台のみ
- ・横須賀市暴力団排除条例（条例第 6 号）に規定する暴力団員等ではないこと
- ・本人又は同一世帯に住む人が過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・迷惑電話防止機能を日常的に設定できること

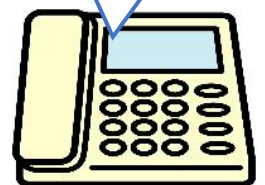


※迷惑防止機能が設定されていない場合、補助金の交付はできません。

補助対象電話機及び機器

- ・呼び出し音が鳴る前に、自動で相手に通話を録音する旨の警告メッセージを流す機能があること
- ・自動で通話を録音する機能があること
- ・購入日から申請日まで1年以内のもの

この通話は
録音されます



補助金額

- ・購入金額の 1/2（上限額 7,500 円）100 円未満切捨て
- ★今年度は国・県の交付金及び補助金を活用し、補助上限額を増額

補助対象外となるもの

- ・電話機等の設置費用等
- ・各種ポイント等の使用分及び発生分等
- ・各種割引分、株主優待券等使用分等

申請受付期間

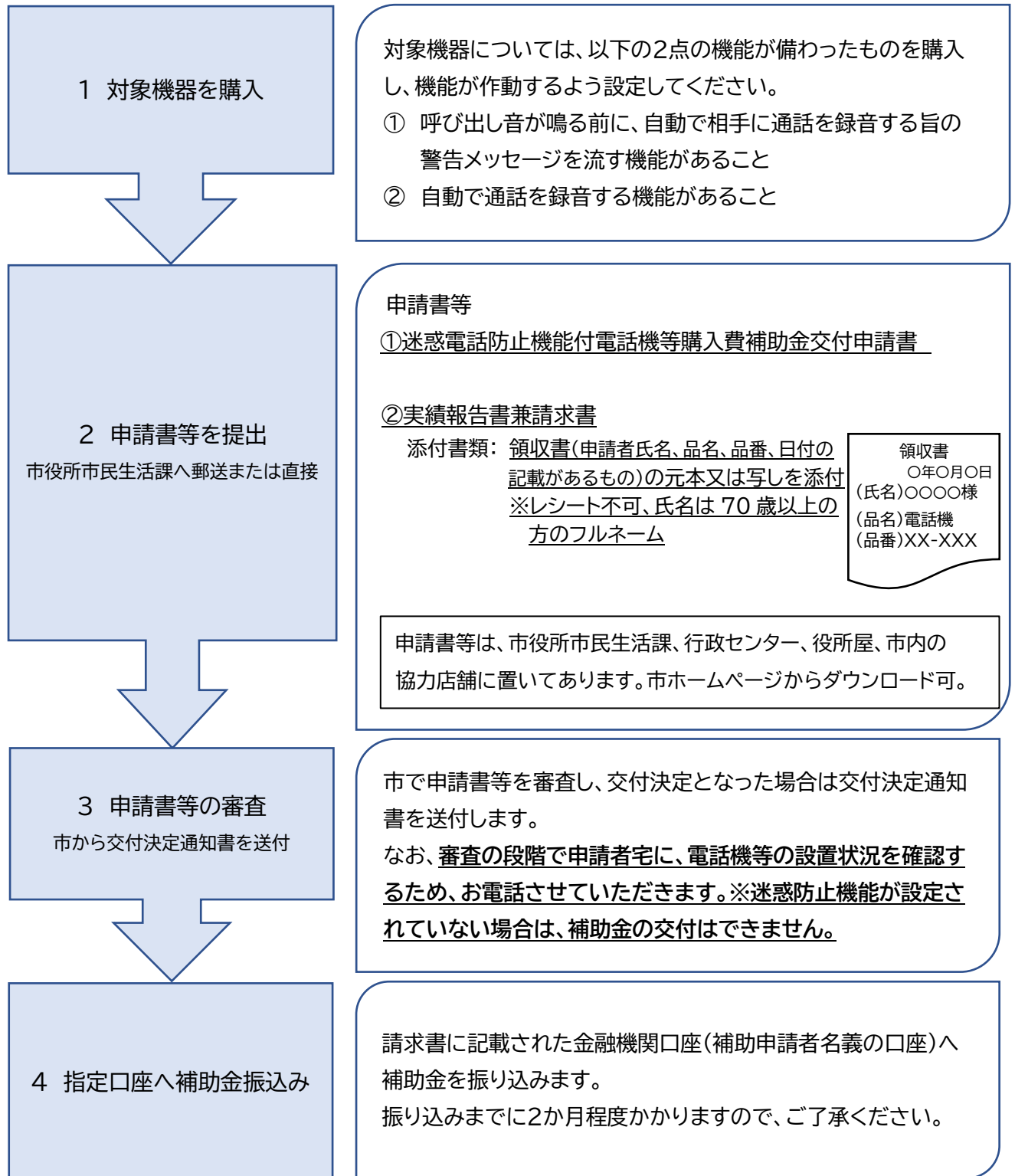
令和8年7月15日～令和8年12月28日

※先着順に受け付けし、予算額に達したら受付期間中でも終了となります

問い合わせ・申請書等送付窓口

〒238-8550 横須賀市小川町 11(2号館2階)
横須賀市役所 民生局 地域支援部 市民生活課 防犯・生活安全係
TEL 046-822-9807(直通) / FAX 046-827-4803
月～金曜日 8:30～17:00(祝休日、年末年始を除く)

申請から補助金交付までの流れ



注意事項

- ・ 先着順に受け付けし、予算額に達したら受付期間中でも終了となる場合があります。
- ・ 予算額に達したら、申請をしても補助金の交付を受けられない場合があります。
- ・ 補助金交付決定通知書送付時にアンケートを同封しますので、ご協力をお願いします。
- ・ 転売や補助金取得後の返品が発生した場合、補助金を返納していただく場合があります。
- ・ 補助の対象機器以外は、補助金の交付はできません。